

歯科医師による予防接種行為の適法性確保について 行政解釈ではなく法律の制定により行うことを求める

福岡県歯科保険医協会
2021年4月22日理事会

1.はじめに

報道によれば、政府は新型コロナウイルスのワクチン接種について、歯科医師が注射を打てるようになる方向で調整に入ったとされ、厚生労働省が近く有識者懇談会を開き、歯科医師による接種を特例として認める案を示すとされている。

これは、歯科医師は歯科医師法第17条により歯科医業のみ行うこととされているため、医師法第17条に規定される医業に該当する予防接種を歯科医師が行う場合には、医業を医師のみが行うこととしている医師法に抵触することに起因する。

今回の問題について、医師・歯科医師の資格を定める医師法および歯科医師法の所管官庁である厚生労働省が、歯科医師による予防接種行為の法律適合性について検討することは、当然のことであろう。

2. 歯科医師による検体採取について厚生労働省が昨年示した行政解釈について

昨年4月27日、厚生労働省は、令和2年4月26日に開催された医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」(令和2年4月27日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課事務連絡、以下「4月27日事務連絡」という。)を発出し、一定の条件下での歯科医師による検体採取を行政解釈として認めた。

3. 行政解釈ではなく法律の制定により適法性を確保することを求める

今回も、この4月27日事務連絡と同様に、行政庁による法解釈を示して歯科医師による予防接種行為につき適法性を担保するという方法をとることが予想されるが、4月27日事務連絡も含めて、著しく不適切な方法であると言わざるを得ない。

なぜなら、今回問題となる歯科医師による予防接種行為の医師法との関係は、刑罰と関連する事項であるためである。刑罰に関わる事項は、現代国家において当然の原則である罪刑法定主義に基づき、法律により定めることが必要不可欠であり、緊急事態の現下においても、揺るがすことのできない原則である。

上述の通り、今回の歯科医師による予防接種行為は、それが緊急避難的な特例であるとしても、刑罰と関連する行為であるから、罪刑法定主義の原則に従い、法律をもって歯科医師による予防接種行為の適法性を定め、刑罰の対象とならないことを明示することが必要不可欠である。

厚生労働省は、歯科医師による予防接種行為が医師法違反の違法性を阻却できるかという点について行政としての解釈を示すと予想される。しかし、それは裁判所であくまで一判断要素とされるに過ぎない。

すなわち、行為の適法性が法律上明定されている場合と比較して、法的安定性に著しい差異があり、明示的に適法性が法定されていない行為については、刑事責任に問われるリスクを負うことになる。

厚生労働省は、市立札幌病院における歯科医師の医科研修事件で歯科医師の業務範囲についてまったく異なる行政解釈を示し、混乱をもたらした歴史を踏まえなければならない。

4. 歯科医師としての使命を果たすために

人類的課題である新型コロナウイルスの感染拡大に対抗する、現時点で唯一の積極的対策であるワクチン接種をはじめとした今般のコロナウイルス対策に関して、歯科医師法第1条において公衆衛生の向上及び増進に寄与することが法定されている歯科医師が必要に応じて協力することは、当協会としても当然のことであると考えます。

5. 結論および要望

当協会は、歯科医師による予防接種行為について、政府・厚生労働省に対し、行政解釈ではなく、国会の議論を通じてその適法性を確保する法律を整備することを強く求める。